

第 12 次神奈川県職業能力開発計画の策定 に係る方向性や基本的な考え方について

令和 7 年 3 月 24 日(月)

神奈川県 産業労働局 労働部 産業人材課

1 計画の策定理由

神奈川県職業能力開発計画（以下「計画」という。）は、職業能力開発促進法（以下「法」という。）に基づき県の職業能力開発に係る実施目標や施策の基本となるべき事項などを定めるものであり、概ね5年ごとに策定（改定）している。

現行の第11次計画は、令和7年度末で計画期間が満了することから、国が今後策定する「第12次職業能力開発基本計画」（以下「基本計画」という。）を踏まえ、「第12次神奈川県職業能力開発計画」（以下「第12次計画」という。）を策定する必要がある。

2 計画の性格

(1) 法第7条第1項に基づく「都道府県職業能力開発計画」として位置付ける。

○ 法第7条第1項

都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画（都道府県職業能力開発計画）を策定するよう努めるものとする。

(2) 県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を踏まえ、特定課題（職業能力開発）に対応する個別計画である。

3 計画に定める事項

法第7条第2項により第5条第2項に掲げる、次の事項を定める。

- (1) 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
- (2) 職業能力の開発の実施目標に関する事項
- (3) 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

4 第11次計画の概要、実施目標

人口減少や産業構造の変化、技術革新など、県内の状況を踏まえつつ、職業能力開発を取り巻く環境の変化に対応した職業訓練の実施や技術・技能の振興施策を総合的かつ計画的に進めるため、第11次計画を策定した。

No	目標	内容
I	産業を支える人材育成	産業構造の変化や技術革新の進展を見据え、産業振興のために求められる専門人材やデジタル技術を活用できる人材等の戦略的な育成
II	多様な人材の活躍促進に向けた職業能力開発の推進	社会変化に対応した離職者訓練を行うとともに、若者や女性、障がい者、中高年齢者、外国人材などの方々が、生涯を通じて職業能力を発揮して活躍できるよう、職業能力開発の機会を提供・就労支援
III	職業生活を通じたキャリア形成支援	職業人生の長期化、多様化を見据えた、労働者の主体的なキャリア形成を支援するため、キャリアコンサルティングなどを推進
IV	ものづくり産業の持続的発展と技能の振興	若年層の減少が現実のものとなる中、持続的な経済成長を続けるため、ものづくり分野等の高度な技能労働者の育成を支援するとともに、幅広い世代に対して技能への関心を高め、技能人材の裾野拡大を図る
V	人材育成支援体制の充実強化	ICTの普及拡大や働き方改革の取組の進展、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に対応したオンラインによる職業訓練や公共と民間の連携による訓練カリキュラム等の開発を推進

5 今後のスケジュール（案）

時期	年度 6				7				
	月	9	1	2	3	4	5	6	7
国の基本 計画策定 スケジュール (想定)	(通常は9 月から研 究会開始 だが、半 年遅れ)	27日 第1回・ 国研究会 開催	20日 第2回・ 国研究会 開催	第3回・ 国研究会開催	第4回・ 国研究会 開催	第5回・ 国研究会 開催	第6回・ 国研究会 開催		
第12次 計画策定 等スケジ ュール (想定)	国研究会を適時確認し、計画の 方向性や基本的な考え方を検討			県審議会で、第 12次計画に係 る方向性や基本 的な考え方を意 見照会	(国研究会の報告) → 確認		・ 県審議会 へ諮問 ・ 第12次計 画に係る基 本的な考え 方について 常任報告		

時期	年度 7								8
	月	9	10	11	12	1	2	3	4
国の基本 計画策定 スケジュール (想定)	国研究会 最終報告 を公表し、 国分科会 へ報告	国分科会 (計画の 視点)	国分科会 (計画の 視点)	国分科会 (たたき 台)	国分科会(素 案の検討)、国 分科会(原案 検討)	「都道府県と の事前協議」 諮問・答申(最 終)		基本計 画公表	
第12次 計画策定 等スケジ ュール (想定)	(国分科会、最終報告 予定) → 確認	県審議会で第12 次計画(素案)を 審議、第11次計 画実績報告	第12次 計画(素 案)を常 任報告	第12次計画 (素案)につ いてパブコメを 実施	・ 県審議会か ら答申 ・ 基本計画、 国との協議、 第12次計画 (案)につ いて、常任報告		<u>第12次 計画策 定</u>		

【略語】

- 1 国研究会 = 厚生労働省における国の基本計画策定に係る「今後の人材開発政策の在り方に関する研究会」
- 2 国分科会 = 厚生労働省における国の基本計画策定に係る「労働政策審議会人材開発分科会」
- 3 県審議会 = 神奈川県職業能力開発審議会
- 4 常任 = 神奈川県議会における産業労働常任委員会
- 5 パブコメ = かながわ県民意見反映手続

※ 第12次計画策定の予定や懸案事項について

- 第12次計画の計画期間：令和8年度～令和13年度としたい。
(基本計画の1年後に策定できるよう、第12次計画のみ6か年の計画とし、以後5か年とする)
- 国研究会・国分科会が半年程度の遅れがあり、第12次計画に影響する可能性がある。
- 現行の第11次計画の策定から約2年しか経過しておらず、効果の検証期間が短い。

6 第12次計画の内容の視点（案）

(1) 過去の目標からの視点

これまでの第9次計画～第11次計画の目標について、次のとおり共通の視点やキーワードがあり、今後の計画においても必須の課題・テーマであると考えられる。

ア 「産業振興分野の人材育成」（デジタル、AI、DX、GX 等）

イ 「多様な人材の活躍・職業能力開発」（若者、女性、高齢者、外国人材、障がい者）

ウ 「キャリア形成支援」（キャリアコン、ジョブ・カード、職業能力評価 等）

エ 「ものづくり産業持続的発展・技能継承」（キャリア教育、技能検定 等）

オ 「人材育成支援体制の強化」（国や県、関係機関との連携強化、民間との連携強化）

(2) 重視すべき視点

「労働力不足」が顕著な課題であり、若年者や生産年齢人口が減っていく中で、「どう県民（従業員）一人ひとりが職業能力を高めていくか」を大きなテーマとして考えて、必要な施策を検討していく必要がある。

ア リスキリングや在職者訓練などの企業（従業員）への支援

イ 労働者（求職者や在職者）のスキルギャップ解消に向けた支援

（企業との連携、職業能力評価・スキル診断、職業能力開発の支援、効果検証 等）

7 今回、御議論いただきたい事項（第11次計画の取組を踏まえ、新たに取り組むべき視点）

(1) 「総論」

県内の労働力不足や産業構造が急激に変化し、多様な働き方も進展する中で、それぞれの労働者が自らの望むキャリアを形成するとともに、時代のニーズに応じて生産性向上につながる職業能力を高め、企業で活躍するためには、今後の職業能力開発の施策はどうあるべきか。

(2) 「企業の人材育成の方向性」（企業の生産性向上に向けたリスキリング支援含む）

今後、様々な経歴や価値観を持つ労働者が増える一方で、企業では、デジタル化、DXやGXといった時代の変化への対応も求められる中、企業内の人材育成の取組はどのように変化し、求められる支援の方向性はどうあるべきか。

(3) 「労働者の能力・スキルを向上させつつ、キャリアを形成していくための支援」

ア 副業・兼業、短時間勤務制度、テレワークなど働き方の選択肢も増えており、そうした変化の中でも能力・スキルを高め、キャリアを切り拓いていくためには、労働者にはどのような支援が必要か。

イ 労働市場において、配置転換や労働移動がキャリアアップや処遇の改善を伴うようにするためには、どのような取組が必要か。特に、企業が求める職務・スキルと労働者が有するスキルの双方の見える化などについて。

(4) その他

ア 「ものづくり分野への誘導や技能継承の支援策」

イ 「関係機関や企業との連携策」

など

以上